

中世哲学会規約

(名称)

第1条 本会は中世哲学会 (The Japanese Society of Medieval Philosophy) と称する。

(目的)

第2条 本会は西洋中世哲学や中世思想、および関連諸分野の研究の促進・発達・普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 年1回の研究大会の開催
- (2) 年1回の研究機関誌『中世思想研究』の編集発行
- (3) 国内および国外の関係学術団体との連携
- (4) 原典その他の出版ならびに翻訳の発行
- (5) 研究会、講演会、講座の開催
- (6) 共同研究ならびに研究資料の調査
- (7) その他必要な事業

2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

3 事業の詳細については、別途細則を定める。

(会員)

第4条 本会の会員は次に掲げる2種とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同するもの
- (2) 賛助会員 第2条の目的に賛同し、本会の事業を援助するもの

2 会員の入会は申込により、評議会の承認を経て決定される。ただし、評議会で入会が承認された者は、当該年度の会費の納入をもって会員資格を得るものとする。

3 会員は所定の会費を払わなければならない。

4 正会員は研究大会における研究発表への応募および研究機関誌への投稿の権利を有する。

5 本会は、会費の納入を遅滞している会員、または、研究不正など本会の名誉を著しく毀損する行為を行った会員に対して、その権利の制限、除籍、又は除名を行うことがある。

6 会員の詳細については、別途細則を定める。

(役員)

第5条 本会に第4条第1項第1号の正会員より選出された次に掲げる役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 評 議 員 25名以下
- (3) 推 薦 評 議 員 8名以下
- (4) 理 事 18名以下

- (5) 監 事 2名
- (6) 編 集 委 員 若干名
- (7) 情報システム委員 若干名
- (8) 事 務 局 幹 事 若干名

- 2 会長は本会を代表し、本会の事業を統括する。会長は評議員の互選によって選出され、任期は2ヵ年とし、連続3期を超えないものとする。なお、その任期の始期は選出の翌日とする。
- 3 会長は、会長が事故あるときにその職務を代行する会長代行1名を、あらかじめ理事の中から指名しておくことができる。ただし、会長代行の任期は、当該会長代行を指名した会長の任期中とする。
- 4 評議員は正会員の投票により選出され、任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。なお、その任期の始期は選出の翌日とする。
- 5 推薦評議員は理事会の委嘱により選出され、任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。なお、その任期の始期は理事会による委嘱の翌日とする。
- 6 理事は評議員の互選により選出され、任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。なお、その任期の始期は選出の翌日とする。
- 7 監事は年1回本会の会務を監査し、これを総会において報告する。監事は正会員の投票により選出され、任期は2ヵ年とし、連続2期を超えないものとする。また、監事は他の役員を兼務することができない。なお、その任期の始期は選出の翌日とする。
- 8 編集委員は評議会の委嘱により選出され、任期は2ヵ年とし、連続3期を超えないものとする。なお、その任期の始期は評議会による委嘱の翌日とする。
- 9 情報システム委員は評議会の委嘱により選出され、任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。なお、その任期の始期は評議会による委嘱の翌日とする。
- 10 事務局幹事は評議会の委嘱により選出され、任期は3ヵ年とする。ただし、特別な事由がない限り、連続して再任されることができないものとする。なお、その任期の始期は評議会による委嘱の翌年度4月1日とする。ただし、編集幹事に関しては、評議会による委嘱の翌日とする。
- 11 役員選出の詳細については、別途細則を定める。

(総会)

- 第6条 本会は最高議決機関である総会を、年1回定期に開催し、本会の重要事項を審議決定する。
- 2 必要があるときには評議会の議により臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は会長が招集する。

(評議会)

- 第7条 本会に評議員と推薦評議員とからなる評議会をおき、会務を審議決定する。ただし、重要な事項については総会に諮らなければならない。
- 2 評議会は会長が招集する。ただし、10名を超える評議員の書面による請求がある場合には、会長は評議会を招集しなければならない。
 - 3 評議会は、評議員と推薦評議員との総数の3分の2以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議長は会長が務める。

(理事会)

- 第8条 本会に理事からなる理事会をおき、評議会の議を経て、会務を執行する。
- 2 理事会は会長が招集する。ただし、5名を超える理事の書面による請求がある場合には、会長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事の総数の3分の2以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議長は会長が務める。

（編集委員会）

第9条 本会に編集委員からなる編集委員会をおき、評議会の議を経て、本会研究機関誌の編集にあたる。

2 編集委員および編集委員会の詳細については、別途細則を定める。

（情報システム委員会）

第10条 本会に情報システム委員からなる情報システム委員会をおき、評議会の議を経て、本会の広報活動および情報システムの管理にあたる。

2 情報システム委員および情報システム委員会の詳細については、別途細則を定める。

（事務局）

第11条 本会に事務局幹事からなる事務局をおき、本会の庶務、会計、ならびに研究機関誌編集に関わる会務の執行を助ける。また、その所在地は3年ごとに評議会の議を経て決定される。

（地方部会・専門委員会）

第12条 本会には必要に応じて地方部会又は専門委員会を設けることができる。

（規約変更）

第13条 本規約は評議会の提案により、総会の議を経て変更することができる。

附則

本規約は2016年11月13日より施行する。

附則

本規約は2020年4月1日より施行する。